

2010年11月8日
株式会社ニッセン

プレス・報道関係各位

2010年度 製品安全対策優良企業表彰 商務流通審議官賞受賞のお知らせ

株式会社ニッセン(所在地:京都市南区、代表取締役社長:佐村信哉)は、経済産業省の2010年度製品安全対策優良企業表彰の大企業 小売販売事業者部門において、「商務流通審議官賞」を受賞いたしました。

この表彰制度は、商品の安全性について評価するのではなく、企業全体の製品安全活動について評価するもので、この度は、弊社の「自社品質基準の設定と、適時見直し・厳格化」、「取引開始前・開始後の取引先工場の綿密な調査・モニタリング」が評価され、受賞にいたしました。

今後も製品安全に対して積極的に取り組み、お客様にご満足いただける商品・サービスを提供できるよう、努めてまいります。

■受賞理由

以下の点が評価され、受賞にいたしました。

●自社品質基準の設定と、適時見直し・厳格化

自社独自の「ニッセン品質基準」を策定している。自社の事故・トラブルや他社の類似製品の事故発生を踏まえて品質基準を適時見直し、改善を行っている。

●取引開始前・開始後の取引先工場の綿密な調査・モニタリング

取引開始前には、担当者が海外の現地工場を訪問して取引先工場の調査を実施した上で、「ニッセン品質基準」を取引先に説明している。取引開始後も、半年毎に品質の実績を指標化して、工場単位でモニタリングを実施している。



製品安全対策優良企業表彰について

○製品安全対策優良企業表彰とは

本表彰は、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者をそれぞれ企業単位で広く公募し、厳正な審査の上で、「製品安全対策優良企業」として表彰するものです。本表彰では、各企業が製造・輸入・販売している製品自体の安全性について評価するのではなく、企業全体の製品安全活動について評価します。

○表彰の目的

近年、身の回りの製品での重大事故が社会問題として大きく取り上げられ、製品安全に対する世の中の関心が高まっています。そのため企業は、製品の安全性を確保するために、安全な製品の製造・販売や消費者への情報提供が不可欠なものとなっています。

このような中で、本表彰では、企業における製品安全に対する意識の向上と、事業活動や消費生活において製品安全が重要であるとする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上していく、安全・安心な社会をつくることを目的としています。

○審査基準

小売販売事業者部門

1. 安全な製品を販売するための取り組み

販売製品メーカーの選定時のチェック、納入された製品の検査・チェック等を通じて、安全性の高い製品を販売し、事故の未然防止に向けた取り組みを評価します。

2. 製品を安全に使用してもらうための取り組み

「製品の正しい使い方」などの製品安全情報の発信、広告への安全に関わる情報の掲載、販売員への教育等を通じて、ユーザーへ情報を提供し、事故の予防に向けた取り組みを評価します。

3. 事故やリコール等が起きた際の取り組み

メーカーが行うリコールへの協力、問題が判明した製品の販売中止手順確立、関係者への迅速な情報伝達等を通じて、事故の予防・再発防止に向けた取り組みを評価します。

4. 製品安全文化構築への取り組み

自社・協力会社の従業員の製品安全教育、業界団体の関連事業者への働きかけ等を通じて、自社あるいは社会の製品安全文化の構築に向けた取り組みを評価します。

経済産業省 製品安全対策優良企業表彰 <http://www.ps-award.jp/>

以上

本件に関する詳細は下記までお問い合わせください。

株式会社ニッセン 広報企画室 浪花 勝史／高根沢 寛枝

Tel.(075) 682-6109、090-5127-2433 Fax.(075)682-2141 E-mail. nissen-koho@nissen.co.jp URL. www.nissen.jp

〒601-8353 京都市南区吉祥院這登中町18
